



Bank of Yokohama

外貨普通預金取引規定
外貨定期預金取引規定（通帳式）
外貨定期預金取引規定（証書式）

横浜銀行

お 客 さ ま へ

このたびは、外貨普通預金取引・外貨定期預金取引をお申し込みいただきありがとうございます。

このしおりには、外貨普通預金取引、外貨定期預金取引の基本となる規定等を記載いたしましたので、ご一読のうえ備えおきくださるようお願い申しあげます。

目 次

○外貨普通預金規定	1
○外貨定期預金規定(通帳式)	5
○外貨定期預金規定(証書式)	9
○反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定(外貨預金用)	12

上記規定において「この通帳」とは、外貨普通預金通帳・外貨定期預金通帳をいいます。

外貨普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金口座は預金店のほか、当行が指定する国内本支店の店舗で預け入れまたは払い戻しができます。また、この預金口座に預け入れができる通貨は指定した1通貨とします。

2. (預金の払い戻し)

- (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章または署名により記名押印または署名のうえ、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。
- (3) 払い戻し金額が円換算で1円相当額に満たない場合は、払い戻しえできません。

3. (利 息)

この預金の利息は、付利単位を1補助通貨単位として毎年2月と8月の当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組み入れます。

4. (届け出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届け出してください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

がある場合を除き、当行は責任を負いません。

- (3) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

5. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出してください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出してください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出してください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届けその他の書類に使用された印影または署名を届け出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、

当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

7. (盜難通帳による払い戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻し(以下、本条において「当該払い戻し」といいます。)

については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること
その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

8. (譲渡、質入れ等の禁止)

(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (解約等)

(1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印鑑により記名押印してこの通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。

(2) 前項の解約の手続きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認する

ための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届け出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届け出の印鑑を持参のうえ、預金店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(6) 本条第3項および第4項による解約後の残高については、円貨にて支払うものとし、その際の外国為替相場については、当行計算実行時の相場を適用するものとします。

10. (保険事故発生日時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届け出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、

遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺ができるものとします。

11. (通知等)

届け出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着もししくは到達しなかったときまたは預金者がこれを受領しなかつたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定（外貨預金用）を適用します。

以 上

外貨定期預金規定（通帳式）

1. (預金の支払期間)

この預金は、通帳記載の満期日以降に利息とともに支払います。

2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、通帳記載の期間、利率および当行所定の付利単位によって計算します。
- (2) お客様の申し出により、当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約をする場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の署名または印章により、署名または記名押印して、この通帳とともに預金店または当行国内本支店に提出してください。
- (2) 前項の解約および書替継続の手続きに加え、当該預金の解約および書替継続を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約および書替継続を行いません。

4. (預金の満期日以降の取り扱い)

この預金の満期日の解約または書替継続の申し出がない場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における当行所定の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金の解約時に支払

います。

5. (届け出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに書面によって預金店に届け出してください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届け出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この通帳を失った場合の再発行もしくは元利金の支払い、または印章を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出してください。
- (2) 家庭裁判所により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出してください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出してください。
- (4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出してください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (署名および印鑑照合)

この通帳、払戻請求書、諸届けその他の書面に使用された署名または印影を届け出の署名鑑または印鑑を相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

8. (盗難通帳による払い戻し等)

(1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払い戻し（以下、本条において「当該払い戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に該当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること
その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払い戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した

場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払い戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払い戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払い戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払い戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払い戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する

説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- (2) 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払い戻しを行っている場合には、この払い戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払い戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払い戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. (自動継続)

この預金を自動継続とする場合は、第1条から第4条は以下の条項にしたがいます。

- (1) この預金は、通帳記載の満期日にあらかじめ指定された方法により利息を指定口座に入金するか、また

は元金に組み入れて前回と同一の期間の外貨定期預金に自動的に連携します。継続された預金についても同様とします。

- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (4) 利息については以下の条項にしたがいます。
 - ① この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間、通帳記載の利率（継続後の預金については第2項の利率）および当行所定の付利単位によって計算します。
 - ② 前号により計算した利息について指定口座への入金ができず現金で受け取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の署名または印章により署名または記名押印してこの通帳とともに預金店へ提出してください。
 - ③ 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における当行所定の外貨普通預金の利率によって計算します。
 - ④ お客様の申し出により当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約

日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

11. (証券類の受け入れ)

この預金には、証券類の受け入れはいたしません。

12. (手数料)

この預金の預け入れ、書替、解約等のとき、当行所定の取扱手数料をいただく場合があります。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届け出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定

する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当方は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定（外貨預金用）を適用します。

以上

外貨定期預金規定（証書式）

1. (預金の支払時期)

この預金は、表面記載の満期日に利息とともに支払います。なお、この預金に係わる為替予約を締結している場合で、この預金を自動解約とする場合は、表面記載の満期日に元利金を予約された為替相場により円貨に換算し、あらかじめ指定された預金口座に自動的に入金します。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、表面記載の期間、利率および当行所定の付利単位によって計算します。

(2) お客様の申し出により、当行がやむを得ないと認めて満期日前に解約をする場合、その利息は預入日から解約日の前日までの期間について解約日における当行所定の利率によって計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

この預金を自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届け出の署名または印鑑により記名押印して、預金店に提出してください。

4. (預金の満期日以後の取り扱い)

この預金を自動解約以外の方法で解約する場合で、この預金の満期日に解約の申し出がない場合、満期日以後の利息は、解約日の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金の解約時に支払います。

5. (届け出事項の変更、証書の再発行等)

(1) この証書や印鑑を失ったとき、または印鑑、名称、

住所、その他の届け出事項に変更があったときは、ただちに書面によって預金店に届け出してください。この届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この証書を失った場合の再発行もしくは元利金の支払い、または印鑑を失った場合の元利金の支払いは、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

6. (成年後見人等の届け出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出ください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって預金店に届け出ください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出してください。

(4) 前3項の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出ください。

(5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (署名および印鑑照合)

この証書、請求書、諸届けその他の書類に使用された署名または印影を届け出の署名鑑または印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

9. (為替予約約定書)

外貨定期預金残高について、為替予約を締結する場合は、別に差し入れた外国為替予約取引約定書または為替予約約定書の各条項にしたがいます。

なお、この預金を自動解約とする場合は為替予約約定書第3条の規定は適用のないものとします。

10. (証券類の受け入れ)

この預金には、証券類の預け入れはいたしません。

11. (手数料)

この預金の預け入れ、書替、解約等のとき、当行所定の取扱手数料をいただく場合があります。

12. (証書の効力)

この預金を自動解約の方法により解約し、あらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この証書は無効となりますので、ただちに預金店に返却してください。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書に届け出印を押印してただちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、つぎのとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利

率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (規定の適用)

この預金は、本規定のほか反社会的勢力との取引拒絶に関する預金取引追加規定（外貨預金用）を適用します。

以 上

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、次条第1項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第1項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. (解約等)

(1) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知に際して、届け出のあった名称、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

- ① 預金者が口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A 暴力団
 - B 暴力団員
 - C 暴力団準構成員
 - D 暴力団関係企業
 - E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F その他AからEに準ずる者

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

(2) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳または証書および届け出の印章を持参のうえ、預金店に申し出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

(3) 第1項によりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(4) 第1項によりこの預金口座を解約するにあたり、この預金に付随して締結された為替予約は、当然に解除されるものとします。

(5) 第1項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当行は責任を負

いません。

3. (利 息)

満期日の定めがある預金について、満期が到来する前に前条第1項によりこの預金口座を解約した場合の利息は、各外貨定期預金規定第2条第2項に定める期限前解約利息により取り扱います。

以 上

コード 4610-0 10.10 Se